

交企第122号
令和3年6月28日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令等の施行に伴う
交通警察の運営について

道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令（令和3年政令第172号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第41号）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和3年国家公安委員会告示第29号）が本年6月18日公布され、同月28日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

【本件担当】
交通企画課交通部企画係

別紙

(凡例)

「法」	: 道路交通法（昭和35年法律第105号）
「令」	: 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
「改正令」	: 道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令（令和3年政令第172号）
「新令」	: 改正令による改正後の令
「府令」	: 道路交通法施行規則（昭和35年總理府令第60号）
「改正府令」	: 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第41号）
「新府令」	: 改正府令による改正後の府令

1 積載物の重量制限に関する規定の整備

(1) ミニカーの積載物の重量制限に関する規定

ア 趣旨

令第22条第1号に規定するミニカー（以下単に「ミニカー」という。）の重量制限の上限値は30キログラムとされているところ、現行の重量制限を超えて積載をしても安全に走行することができると考えられるミニカーが開発されており、現行規制を緩和してほしいとする事業者からの要望が把握されていることを踏まえ、自動車安全運転センターが、物品の搬送を目的とするミニカーとして普及していると認める車種について行った走行実験により、安全性が確認された範囲内において、重量制限の上限値を改めることとした。

イ 内容

ミニカーの積載物の重量制限の上限値を30キログラムから90キログラムに改めることとした（新令第22条第2号）。

(2) 小型特殊自動車の積載物の重量制限に関する規定

ア 趣旨

法第3条及び府令第2条に規定する小型特殊自動車（以下単に「小型特殊自動車」という。）の重量制限の上限値は500キログラムとされているところ、現行の重量制限を超えて積載をしても安全に走行することができると考えられる小型特殊自動車が開発されており、「規制改革実施計画」（令和元年6月21日閣議決定）において、「警察庁は、道路交通法上の小型特殊自動車等について定められた500kgの積載量上限について、農林水産省が農機の安全性の確保の観点から適当な積載量を確認することを前提として、トラクターについて緩和する等必要な見直しを行う。」とされていることを踏まえ、一般社団法人日本農業機械工業会が行った走行実験により、安全性が確認された範囲内において、重量制限の上限値を改めることとした。

イ 内容

小型特殊自動車の積載物の重量制限の上限値を500キログラムから700キログラムに改めることとした（新令第22条第2号）。

(3) 留意事項

ミニカー及び小型特殊自動車の積載物の重量制限について、交通指導取締り等の現場における対応に誤りがないよう、職員に対する教養を徹底すること。

2 反則金の納付方法に関する規定の整備

(1) 趣旨

現行では、反則金の納付及び仮納付（以下「納付等」という。）は、納付書により、日本銀行（国の歳入金の受入れを取り扱う代理店を含む。）に対して行わなければならぬとされているが、納付者の利便性の向上や金融機関の事務負担の軽減の観点から、納付方法の多様化を求める要望があったことを踏まえ、インターネットバンキングやATMを利用した振込みによる反則金の納付等も可能とすることとした。

(2) 内容

ア 反則金の納付等に関する規定の整備

反則金の納付等の方法として、反則金の収納に関する事務を行う都道府県警察の職員の口座であって、当該事務のために管理するものとして当該都道府県警察の警察本部長が公示したものへの振込みによる方法を新たに定めることとした（新令第52条及び第52条の2）。

イ 出納官吏等の収納手続に関する規定の整備

出納官吏等による国の歳入金の収納手続の例外として、財務大臣の定める場合（出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）において、新令第52条第3項等の規定に基づく預貯金口座への振込みによる現金の納付があった場合を規定）には、領収証書を納入者に交付することを要しないこととした（改正令による改正後の予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第31条）。

ウ 振込みによる反則金の納付等において明らかにすべき事項に関する規定の整備

振込みによる反則金の納付等において明らかにすべき事項として、府令第43条の様式の納付書の各片の右最上欄の番号（告知書の番号と同一）を定めることとした（新府令第44条）。

(3) 留意事項

ア 反則金の収納に用いる口座については、口座を開設する金融機関と調整の上、可能な限り、収入官吏たる職員個人の名義ではなく、反則金納付用の口座であることを端的に示す適宜の名称を口座名義に設定すること。また、新令第52条第3項第2号の公示は、通告センターに設けられた都道府県警察の掲示板に必要事項を記載した書面を掲示するなど適宜の方法により行うほか、都道府県警察のウェブサイトへの掲載等により、適切な周知に努めること。

イ 振込みによる反則金の納付等を導入する都道府県警察にあっては、改正規定の内容及び振込みによる反則金の納付等の方法について反則者に教示すべき内容に関する警察職員に対する教養を徹底し、振込みによる反則金の納付等が適切に行われるようすること。

3 経過措置

- (1) 施行前にした違反行為に対する点数については、なお従前の例によることとした（改正令附則第2条第1項）。
- (2) 施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした（改正令附則第2条第2項）。
- (3) 施行前にした反則行為の種別及び当該反則行為に係る反則金の額については、なお従前の例によることとした（改正令附則第2条第3項）。

（参考資料）

- 道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令（令和3年政令第172号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第41号）の官報の写し
- 交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和3年国家公安委員会告示第29号）の官報の写し
- 出納官吏事務規程の一部を改正する省令（令和3年財務省令第51号）の官報の写し

(予算決算及び会計令の一部改正)

第二条 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)の一部を次のように改正する。**第三十一条** 後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、財務大臣の定める場合は、この限りでない。

第三十一条 に次の一項を加える。

出納官吏は、歳入金の収納があつたときは、収納済みの旨を歳入徵収官に報告しなければならない。

附則**(施行期日)****第一条** この政令は、令和三年六月二十八日から施行する。**(経過措置)****第二条** この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした反則行為の種別及び当該反則行為に係る反則金の額については、なお従前の例による。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)

第三条 国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「を除く」を「及び第三十一条第一項を除く」に、「歳入」又は「歳入金」を「令

第二十八条中「歳入を」に「」と、令第二十八条を「を」「と」、歳入に」とあるのは「国税等に」と、同条に、「令第二十九条」を「同条」に、「読み替える」を「令第三十一条及び第三十二条中「歳入金」とあるのは「国税等」と読み替えるに改める。

内閣総理大臣 菅 義偉

財務大臣 麻生 太郎

御名 御璽
令和三年六月十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第百七十三号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律(令和三年法律第九号)附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、令和三年六月二十日とする。

国土交通大臣 武田 良太
内閣総理大臣 赤羽 一嘉
菅 義偉国土交通大臣 武田 良太
内閣総理大臣 赤羽 一嘉
菅 義偉

道路法施行令及び高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年六月十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第百七十四号

道路法施行令及び高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律(令和三年法律第九号)の一部の施行に伴い、並びに道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十七条第九項、第二十七条第二項から第四項まで、第四十八条の十九第二項及び第四十八条の二十二第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

(道路法施行令の一部改正)

第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項の表を次のように改める。

句読み替える字句読み替える字句読み替える字句読み替える字句

第一項 第八条第三項、第四項及び第十

第五項 第一項、第四項及び第十

第六項 第一項、第四項及び第十

第七項 第一項

都道府県

指定市又は

指定市

指定市

指定市

指定市以外の市又

指定市

指定市

指定市

道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ ○ ○ 道路交通法施行令
(昭和三十五年政令第二百七十七号) ···
予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号) ···
国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号) ···

改 正 案

現 行

（自動車の乗車又は積載の制限）

第二十二条 自動車の法第五十七条第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるとところによる。

一 （略）

二 積載物の重量は、自動車（ミニカー、特定普通自動車等及び小型特殊自動車を除く。）にあつては自動車検査証、保安基準適合標章又は軽自動車届出済証に記載された最大積載重量（大型自動二輪車及び普通自動二輪車で乗車装置又は積載装置を備えるものにあつては六十キログラム、第十二条第一項の内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合におけるその牽引されるリヤカーについては百二十キログラム）を、ミニカーで積載装置を備えるものにあつては九十キログラムを、特定普通自動車等で積載装置を備えるものにあつては千五百キログラムを超えない範囲内において内閣府令で定める重量を、小型特殊自動車で積載装置を備えるものにあつては七百キログラムをそれぞれ超えないこと。ただし、前号の締約国登録自動車にあつては、車両の保安基準に関する規定により定められる最大積載重量を超えてはならないものとする。

（自動車の乗車又は積載の制限）

第二十二条 自動車の法第五十七条第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるとところによる。

一 （略）

二 積載物の重量は、自動車（ミニカー、特定普通自動車等及び小型特殊自動車を除く。）にあつては自動車検査証、保安基準適合標章又は軽自動車届出済証に記載された最大積載重量（大型自動二輪車及び普通自動二輪車で乗車装置又は積載装置を備えるものにあつては六十キログラム、第十二条第一項の内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合におけるその牽引されるリヤカーについては百二十キログラム）を、ミニカーで積載装置を備えるものにあつては三十キログラムを、特定普通自動車等で積載装置を備えるものにあつては千五百キログラムを超えない範囲内において内閣府令で定める重量を、小型特殊自動車で積載装置を備えるものにあつては五百キログラムをそれぞれ超えないこと。ただし、前号の締約国登録自動車にあつては、車両の保安基準に関する規定により定められる最大積載重量を超えてはならないものとする。

三・四 (略)

(反則金の納付及び仮納付)

第五十二条 (略)

(削る)

2 次に掲げる者は、その者の住所地を管轄する警察本部長から内閣府令で定める様式の納付書の交付を受けなければならない。

一・二 (略)

3 法第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付は、次の各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該各号に定める者に対して行わなければならぬ。

一 第一項の納付書（前項各号に掲げる者にあつては、同項の納付書）による方法 日本銀行（国の歳入金の受入れを取り扱う代理店を含む。）

二 第一項の通告に係る反則行為が行われた地を管轄する都道府県警察（当該通告が法第二百二十六条第三項ただし書に規定する告知に係るものである場合にあつては、同項ただし書に規定する都道府県警察）の職員のうち会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第四十八条第一項の規定により反則金の収納に関する事務を行うこととされたものの預金又は貯金の口座であつて、当該事務のために管理するものとして当該都道府県警察の警察本部長が公示したものへの振込

三・四 (略)

(反則金の納付及び仮納付)

第五十二条 (略)

2 法第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付は、前項の納付書により、日本銀行（国の歳入金の受入れを取り扱う代理店を含む。）に対して行わなければならない。

3 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、その者の住所地を管轄する警察本部長から内閣府令で定める様式の納付書の交付を受けて、その納付書により反則金を納付しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

み（当該反則行為をした者の氏名その他内閣府令で定める事項を明らかにして行うものに限る。）の方法 当該職員

4 反則金の納付は、分割して行うことができない。

5 （略）

6 第一項、第三項及び第四項の規定は、法第百二十九条第一項の規定による仮納付について準用する。この場合において、第一項中「法第二百二十七条第一項又は第二項後段の規定により通告」とあるのは「法第二百二十六条第一項又は第四項の規定により告知」と、第三項第一号中「納付書（前項各号に掲げる者にあつては、同項の納付書）」とあるのは「納付書」と、同項第二号中「通告」とあるのは「告知」と、「告知に係るもの」とあるのは「もの」と読み替えるものとする。

（家庭裁判所の指示に係る反則金の納付）

第五十二条の二 （略）

2 第五十一条並びに前条第二項第二号及び第三項から第五項までの規定は、法第二百三十条の二第三項において準用する法第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「通告を受けた日の翌日から起算して十日以内」とあるのは「法第二百三十条の二第一項の規定により定められた期限まで」と、同条第二項第一号中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「前項各号」とあるのは「同条第二項において読み替えて準用する前項第二号」と、同項第二号中「第一項の通告に係る反則行為が行われた地」とあるのは「法第二百三十条の二第一項の規定による指示をした家庭裁判所又はその支部の所在地」と、「（当該通告が法第二十

6 第一項、第二項及び第四項の規定は、法第百二十九条第一項の規定による仮納付について準用する。この場合において、第一項中「法第二百二十七条第一項又は第二項後段の規定により通告」とあるのは、「法第二百二十六条第一項又は第四項の規定により告知」と読み替えるものとする。

4 反則金の納付は、分割して行なうこと�이できない。

5 （略）

（家庭裁判所の指示に係る反則金の納付）

第五十二条の二 （略）

2 第五十一条並びに前条第二項、第三項第二号、第四項及び第五項の規定は、法第二百三十条の二第三項において準用する法第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付について準用する。

前条第二項第二号中「通告を受けた日の翌日から起算して十日以内」とあるのは「法第二百三十条の二第一項の規定により定められた期限まで」と、同条第二項第一号中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「前項各号」とあるのは「同条第二項において読み替えて準用する前項第二号」と、同項第二号中「第一項の通告に係る反則行為が行われた地」とあるのは「法第二百三十条の二第一項の規定による指示をした家庭裁判所又はその支部の所在地」と、「（当該通告が法第二十

六条第三項ただし書に規定する告知に係るものである場合にあつては、同項ただし書に規定する都道府県警察（の職員）とあるのは「の職員」と、「反則行為を」とあるのは「指示に係る反則行為を」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

○ 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（出納官吏等の収納手続）</p> <p>第三十一条 出納官吏又は出納員は、歳入金の収納をしたときは、領收証書を納入者に交付しなければならない。ただし、財務大臣の定める場合は、この限りでない。</p> <p>② 出納官吏は、歳入金の収納があつたときは、収納済みの旨を歳入徵収官に報告しなければならない。</p>	<p>（出納官吏等の収納手続）</p> <p>第三十一条 出納官吏又は出納員は、歳入金の収納をしたときは、領收証書を納入者に交付しなければならない。この場合においては、出納官吏は、収納済の旨を歳入徵収官に報告しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（国税等の徴収及び収納）</p> <p>第五条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号。以下「令」という。）第二十八条、第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定は、国税等の徴収又は収納について準用する。この場合において、これらの規定（令第二十九条及び第三十一条第一項を除く。）中「歳入徴収官」とあるのは「国税収納命令官」と、令第二十八条中「歳入を」とあるのは「国税等を」と、「歳入に」とあるのは「国税等に」と、同条及び令第二十九条中「歳入科目」とあるのは「科目」と同条中「会計法」とあるのは「国税収納金整理資金に関する法律第九条第二項において準用する会計法」と、令第三十一条及び第三十二条中「歳入金」とあるのは「国税等」と読み替えるものとする。</p>	<p>（国税等の徴収及び収納）</p> <p>第五条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号。以下「令」という。）第二十八条、第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定は、国税等の徴収又は収納について準用する。この場合において、これらの規定（令第二十九条を除く。）中「歳入徴収官」とあるのは「国税収納命令官」と、「歳入」又は「歳入金」とあるのは「国税等」と、令第二十八条及び令第二十九条中「歳入科目」とあるのは「科目」と、令第二十九条中「会計法」とあるのは「国税収納金整理資金に関する法律第九条第二項において準用する会計法」と読み替えるものとする。</p>
2 (略)	

第六条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「この条第三項第二号」を「この条第四項第二号」に、「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項第一号中「第三項第二号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二十七条第五項」を「第二十七条规定」とし、同項の次に次の二項を加える。

同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。
6 都道府県は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わって第四項各号に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

第六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。
3 都道府県は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第一項第一号に定める協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聽かなければならない。

第四十条に次の二号を加える。
三 都道府県が法第十七条规定による維持又は災害復旧に関する工事を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第二条 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表第二十四条の項中「第六項若しくは第七項」を「若しくは第六項から第八項まで」に、「又は第四十八条の十九第一項」を「第四十八条の十九第一項又は第四十八条の二十二第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月二十日）から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の項に次の二号を加える。

三 都道府県が法第十七条规定による維持又は災害復旧に関する工事を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）

（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第三条 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）の一部を次のように改訂する。

第四条 中「第三項」を「第四項」に改め、「第二条第一項」の下に「（第一号又は第三号に係る部分に限る。）」を加える。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第四条 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改訂する。

第三十三条第五項中「第六条第三項各号」を「第六条第四項各号」に改める。

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

国土交通大臣 赤羽 一嘉

府

令

○内閣府令第四十号

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第一百二十五条第三項の規定に基づき、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年六月十八日

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第一百二十五条第三項の規定に基づき、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十九年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改訂する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
（公益目的支出計画の変更等の届出）	
第三十七条 整備法第百二十五条第三項第一号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当して同項の届出をしようとする移行法人は、様式第六号の届出書に登記事項証明書その他の当該変更を証する書類を添付して、認可行政庁に提出しなければならない。	第三十七条 整備法第百二十五条第三項第一号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当して同項の届出をしようとする移行法人は、様式第六号の届出書に登記事項証明書その他の当該変更を証する書類を添付して、認可行政庁に提出しなければならない。
2 整備法第百二十五条第三項第五号に掲げる場合には該当して同項の届出をしようとする移行法人は、様式第七号の届出書に登記事項証明書その他の解散の事由を明らかにする書類を添付して、認可行政庁に提出しなければならない。	2 整備法第百二十五条第三項第五号に掲げる場合には該当して同項の届出をしようとする移行法人は、様式第七号の届出書に登記事項証明書その他の解散の事由を明らかにする書類を添付して、認可行政庁に提出しなければならない。
〔3・4 略〕	〔3・4 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十一号

内閣府令第四十一号
道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令（令和三年政令第百七十二号）の施行に伴い、及び道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第五十二条第三項第二号（同条第六項及び同令第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

内閣総理大臣 菅 義偉

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令
道路交通法施行規則（昭和三十五年總理府令第六十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
(被災した住宅の応急修理)	第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。	第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
「・二 略」	「・二 同上」	「・二 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>三 住宅の応急修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了すること。</p>
--------------------	--

車定員	積載物の重量	積載物の大きさ	積載の方法
自動車検査 届出済記載され る乗車員（ミニ ー（注5） 特定の構 造の農業用 散布車 （特定の農 業散布車 で運転者 以外の座 席）	自動車検査証か 記載されて いる最大積載量 （ミニカーにあ つては90キログ ラム、特定の構 造の農業用薬剤 散布車にあって は1,500キログ ラム）	長さ…自動車の長さ ×1.1 幅…自動車の幅 高さ…地上3.8メー トル（三輪の 普通自動車と 総排気量660 cc以下の普通 自動車につ ては2.5メー トル、その他 の自動車で公 安委員会が定 めるものにあ つては3.8 メートル以上 4.1メートル	前後…車体の前後か ら自動車の長 さの $\frac{1}{10}$ の長 さを超えては み出さないこ と。 左右…車体の左右か らはみ出さな いこと。

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさ	積載の方法
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車	自動車検査証か 車届出済証に記載され ている乗車定員(ミニ カー(注5)と特定の構 造の農業用薬剤散布車 (注6)にあつては1人 (特定の農業用薬剤散布 車で運転者用以外の座 用)	自動車検査証か 車届出済証に記載されて いる最大積載量(ミニカー については30キログラム、 特定の構造の農業用薬剤 散布車にあつては1,500キロ グラム)	長さ…自動車の長さ 幅…自動車の幅 高さ…地上3.8メートル(三輪の 普通自動車と CC以下の普通 自動車にあつ ては2.5メー トル、その他 の自動車で公 安委員会が定 めるものにあ つては3.8メー トル以上 4.1メートル	前後…車体の前後か ら自動車の長 さの1/10の長 さを超えては み出さないこ と。 左右…車体の左右か らはみ出さな いこと。

○財務省令第五十一号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第一百四条及び第百四十三条の規定に基づき、出納官吏事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月十八日

出納官吏事務規程の一部を改正する省令

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

	改	正	後			
				改	正	
					前	
第十三条の二 収入官吏は、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第五十二条第三項（同条第六項及び同令第五十二条の二第二項において準用する場合を含み、同令第五十二条第三項第一号に掲げる方法による場合を除く。）の規定に基づき、納入者から、収入官吏の預金又は貯金の口座（第三条ただし書の規定により現金を保管するための銀行への預入れ等に係る口座をいう。）への振込みの方法による現金の納付を受けたときは、これを収納し、その都度報告書を歳入徴収官又は分任歳入徴収官に送付しなければならない。				〔条を加える。〕		
2 前項の場合において、収入官吏は、領取証書を納入者に交付することを要しない。						
備考 表中の「」の記載は注記である。						

附 則

この省令は、令和三年六月二十八日から施行する。

○財務省令第五十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百一十五号）第十五条の規定に基づき、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月十八日

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令の一部を改正する省令

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令（昭和三十三年大蔵省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

財務大臣 麻生 太郎

財務大臣 麻生 太郎

省 令